

令和 2 年

# 総務産経常任委員会会議録

令和 2 年 11 月 24 日

田上町議会

令和 2 年 第 7 回 臨時 会  
総務 産 経 常 任 委 員 会 会 議 録

---

---

- 1 場 所 第 1 委 員 会 室
- 2 開 会 令 和 2 年 1 1 月 2 4 日 午 後 1 時 4 3 分
- 3 出 席 委 員
- |     |           |       |           |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 3 番 | 藤 田 直 一 君 | 1 0 番 | 松 原 良 彦 君 |
| 4 番 | 渡 邊 勝 衛 君 | 1 1 番 | 池 井 豊 君   |
| 5 番 | 小 嶋 謙 一 君 | 1 2 番 | 関 根 一 義 君 |
| 8 番 | 椿 一 春 君   |       |           |
- 4 委 員 外 出 席 議 員  
な し
- 5 欠 席 委 員  
な し
- 6 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 氏 名
- |         |         |                    |         |
|---------|---------|--------------------|---------|
| 町 長     | 佐 野 恒 雄 | 地 域 整 備 課 長        | 時 田 雅 之 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 和 弘 | 産 業 振 興 課 長<br>補 佐 | 近 藤 拓 哉 |
- 7 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名  
議 会 事 務 局 長 渡 辺 明
- 8 傍 聴 人  
新 潟 日 報 三 條 新 聞 社
- 9 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件
- 議 案 第 4 9 号 田 上 町 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 議 案 第 5 0 号 特 別 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て
- 議 案 第 5 1 号 議 会 議 員 の 議 員 報 酬 及 び 費 用 弁 償 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正 に つ  
い て
- 議 案 第 5 2 号 令 和 2 年 度 田 上 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 9 号 ) 議 定 に つ い て 中  
第 1 表 歳 入  
第 1 表 歳 出 の 内  
1 款 議 会 費

2 款 総務費（1 項、5 項）

6 款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

議案第 5 3 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 5 5 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 3 号）議定について

---

午後1時43分 開 会

---

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。先ほど町長からの提案理由の説明がありましたように、これより付託されました案件につきまして委員会を開催いたします。

なお、本日の傍聴といたしましては、新潟日報社並びに三條新聞社より申出がありますので、これを許可しております。

本委員会に付託されました案件は、議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について中、第1表、歳入、第1表、歳出のうち、1款議会費、2款総務費（1項、5項）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定についての6件であります。

これより議事に入ります。

議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について、議題といたします。

執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、大変どうもお疲れさまです。

では、議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。議案書の1ページになります。あわせて、今回の議案の参考資料ということで資料をお配りしてあるかと思っておりますけれども、まずそちらのほうを見ていただければと思います。今回、田上町職員の給与に関する条例等の改正ということで、49号から51号ということでございます。先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、新潟県の人事委員会勧告及び人事院勧告に伴いまして、期末手当の支給率の改定をお願いするといった内容になります。

まず、49号につきましては、給与月額の変更はなし。期末手当の改正につきまして、一般職は0.05月引下げをするという形になっております。（1）のところは議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。令和2年度12月

分の期末手当を現行1.30を1.25月、合計で2.60を2.55月に変更するといった内容でございまして、併せまして令和3年度につきまして、6月、12月をそれぞれ均等になるということで1.275月ということで改正をお願いするものでございます。

それでは、議案書を今の資料と併せて見ていただければと思いますが、議案書の2ページの裏、新旧対照表お願いいたします。資料ナンバー1、期末手当第18条の関係ですが、今ほど申し上げました100分の130、これを100分の125。それから、第3項でございます。これは再任用の職員に関係する部分ですが、こちらにつきまして100分の72.5を100分の67.5ということで改正をする内容でございます。

第2条関係につきましては、令和3年度以降ということで、100分の125を100分の127.5へ、再任用につきましては100分の67.5を100分の70という形で改正をするものでございます。

あわせて、議運のときに今回の給与改定の状況、人勧、それから県の人事委員会勧告がどういう流れだったかということでございます。国の人事院勧告につきましては、まず10月7日に期末手当の引下げという勧告がなされました。給与表の改正は10月28日ということで、これは例年8月の上旬ですが、今回のコロナの関係で非常に遅れたということでございます。新潟県の人事委員会の勧告は、期末手当の引下げが10月23日、国同様0.05月の引下げ。給与表の改定につきましても改定なしということで、11月6日に新潟県の人事委員会から勧告を受けております。国の閣議決定が令和2年11月6日。組合との協議につきましては11月9日付けで協議をお願いし、組合から11月17日に今回の提案については承諾するという回答をいただいております。例年ですと8月ぐらいに勧告が来てという形になるのですが、先ほど町長の提案理由でもありましたように、今回減額ということでございますので、基準日が12月1日ということになっておりますので、今回その前までということで11月、今回臨時議会を開催をお願いしたといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

なお、説明の中では議運の中で、議会運営委員会の中で議員のほうから勧告に伴うこれまでの経緯について時系列で説明ということがありまして、今総務課長からその辺についての説明がありました。

ただいま説明のありました議案第49号につきまして、質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 私は、人事院勧告並びに人事委員会の勧告については、基本的に

尊重すべしという、そういう態度を一貫して貫いてきているのですけれども、今回の案件につきましてちょっと理解に苦しむといたしますか、理解できないところがありますので、2点ほど質問したいと思います。

1つは、今回の人事院勧告並びに人事委員会の勧告は、民間の要するにボーナスですね。ボーナスの支給額が公務員と比較して0.05%の差があるのだというふうに、改定の根拠をそういうふうに言っていると思いますけれども、そういう理解で間違いないですか。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど関根委員がおっしゃるとおり、国の人勧並びに県の人事委員会もボーナスの支給について比較をすると0.05月高いということで引下げをするという勧告が出ております。

12番（関根一義君） そこでちょっと疑問になっているのですけれども、私たちの町村のどこと比較をした中ということですよ。ということは、何を言いたいのかというと、私たち10町村、市のほうは私はそこまで言及しませんけれども、10町村の中でも支給額が要するに統一されていませんよね。年間3.35と……3.35だよな。

（2.55。期末は2.55ですの声あり）

12番（関根一義君） 2.55。だから、年間トータルで言うと、要するに年間トータルで言うと3.35という町村が5町村。それから、私たち田上町は要するに3.30ですよ、年間。3.30ですよ。これが3町村。田上町、阿賀町、湯沢町と、こうなっているのだけれども、そのほかのところは3.25と3.15。先ほど聞いた要するに支給額ではなくて、支給月数が0.05の差があるのだと、こういうふうに改定の根拠をそういうふうに言っているわけですよ。そうすると、どこと比較したのだと。3.35との比較でそう言っているのか、3.30のところと比較してそういうふうに言っているのか、どこと比較したのだと。この根拠がどうしてもはっきりしない。その点についてどのように受け止めているか、1点聞きたいということと。もう一つは、こういうふうに差が発生しているのは事実なのだけれども、いろいろ調べてみたのだけれども、なぜこうなったのかというのがよく分かりません。ただ私の記憶では、財政再建の当時、減額をしまして、それを復活するときいろいろ議論があったというのは頭の中にあるのだけれども、資料に残っていないのですよね。なぜ0.05の差がつたのかというのがはっきりしないということがあるので、その辺の経過について、経過、経緯についてご説明願いたいと、こういうふうに思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今関根委員がおっしゃっているのは、特別職の関係になります、3.3という形になると。一般職ではなくて特別職の関係でよろしい……

12番（関根一義君） うん、うん。そうそう、そうそう、特別職。

総務課長（鈴木和弘君） それで、まずちょっと順番が逆になるのですが、今ほど関根委員がおっしゃるとおりに財政再建、平成17年のときに改定の見送りをしたという事実があります。それが0.05月です。ですので、私もちょっとそのとき財政おりませんでした、恐らく財政健全化の中で、そこで改定を見送りをしたのかなという形になっています。その後は、先ほど関根委員がおっしゃるようによこと比較したかということなのですが、一応よこと比較という形でなくて、今までは国の職員であれば国の人事院勧告に、人勧に基づいてずっと給与改定とか手当の改定をしてきたのがあります。たしか平成22年の頃にラスパイレス指数が非常に高いのではないかというふうなご指摘を議員のほうからもいただきまして、当時町長がその辺は改善するなり検討するという中で、県の人勧を、当然当時から国の人勧もあります。県の人事委員会もありますので、そのとき県の人勧を使うということで、平成22年からだと思うのですが、田上町はそういう形に変更しました。ですから、そのとき恐らく手当が改正されたのだったかな。だったのを町が据置きしたのかな。ちょっとそこも定かではないのですが、そういう形で差がずっと出てきて、基本的にはその月数というのをどこで比較するというのではなくて、あくまでもその出た国の人勧、県の人勧をベースにして、その月で0.何月減った、増えたという形での改正をしていますから、関根委員がおっしゃるようによこの町村と比較しているということではなくて、あくまでそのベースを、元のベースを基に、そこから下げるといような形で今まで改正をしてきたという経過でございます。

12番（関根一義君） 私は人事院勧告、それは人事委員会でいいのだけれども、人事委員会の話で、要するに給与支給額の見直しの根拠が0.05%の乖離、差があったのだと。したがって、民間と合わせるために減額するのだというのが根拠だとしたら、現に私たちは要するに0.05の差がついているわけですよ。現行制度それ自身が、制度というか、現行支給月数それ自身が差がついているのだから、当然ながら私たちとしては、これは一般論で言うとそういう根拠であるならば私たちは0.05引き下げることについては反対ですという論理が成り立つというふうに私は思っています。冒頭申し上げましたけれども、私は人事院勧告については悪いときもあるわけだから、それでも要するに人事院勧告は尊重すべしという主張をしてきましたから、そのときについては全体的には私も尊重したいと思っています。思っているのだけれども、こういう形で論理的に合わないことを求めるとしたら、私たちはやっぱりそれはおかしいのではないかと。ずっと田上町としては過去においては要するに

財政再建ということで給与、賃金の減額措置もしてきたわけですよ。そういう努力をしてきた私たちとしては、論理的にはこれは反対できるなと私は思っているのです。だから、要するに納得するような説明が欲しいという立場で質問しましたけれども、今悪いけれども、総務課長の説明でははっきりしませんが、しませんけれども、どう判断するかというのはあと数分のうちに判断しますけれども。そういう矛盾を抱えているのだということは、やはりきちっと捉えておいてほしいということと、それから議運のところでは委員長のほうから労働組合との対応はどうなっていますかというふうな質問があって、それはちゃんと手順を踏んできていますと、労働組合からも理解、同意得ていますという返答がありまして、そのことについてはそういうものとして私も受け止めていますけれども、やはり説明するに、労働組合に対して理解を求めるに当たってもこういう矛盾感が持たれている中でも協力を求めざるを得ないのだと、こういうことを姿勢として持つておいてほしいということとを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ほかにご質疑ある方。ほかにありませんか。

ないようですので、議案第49号に対する質疑は終了します。

続きまして、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書3ページをお願いいたします。議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、4ページの裏をお願いいたします。新旧対照表、期末手当でございますが、100分の165を160という形で改正をお願いするというもの。あわせまして、資料ナンバー4、第2条関係、令和3年度以降について、100分の160を100分の162.5ということで改正をお願いするという内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

議案第50号に関しまして、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。ありませんか。

ないようですので、議案第50号に対する質疑は終了します。

次に、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

執行の説明を求めます。



総務課長（鈴木和弘君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、6ページの裏の新旧対照表をお願いいたします。まず、第1条の関係につきまして、期末手当につきまして、100分の165を100分の160へ。資料ナンバー6のところでは令和3年度以降、100分の160を100分の162.5へ改正をお願いするといった内容でございます。

説明は以上でございます。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

説明がありました案件につきまして、質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第51号に対する質疑は終了します。

次に、議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について、執行の説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） 議案書の7ページをお願いいたします。議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）でございます。歳入歳出それぞれ218万3,000円の減額をお願いし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億5,472万2,000円とする内容でございます。今回は、先ほどの条例等の改正をお願いした期末勤勉手当の引下げ等の人件費の減額をお願いするものでございます。

先ほどの議案第49号から51号の参考資料というものをまたお手元に出していただければと思うのですが、今回の人事院勧告、人事委員会の勧告による影響額といたしましては260万9,000円という形になっております。

それから、（1）番、田上町職員の給与に関する条例の一部改正は207万2,000円、特別職、議案第50号は11万円、それから議案第51号、議会議員につきましては15万2,000円、それから条例には出てまいりませんでした。会計年度任用職員の期末手当につきましても一般職の期末手当を準用するというので27万5,000円、合計いたしますと260万9,000円。今回、人勧の改正に伴う影響などでございますが、今回の補正につきましては先ほどの数字がちょっとずれている関係があるのですが、実は共済費の関係とか手当等の関係がございまして、また12月議会に追加の補正をするお願いがありますので、今回共済費については今回の補正には出てまいりません、そういった事情で。ただ、人勧の影響額ということになると、総務課で集計するとそういう結果になりますので、今回の補正と数字がちょっと違っておりますけれども、その辺ご了承いただければと思います。

それでは、議案書の13ページをお願いいたします。歳入でございます。19款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金218万3,000円の減少ということで、基金のほうに今回減額する関係がございまして、組み戻しをするという形になっております。そういたしますと、今現在では一応4億310万円ほど基金残高が今の予算の状況で言うとそういう状況になっております。

歳出行ってもいいのでしたか。歳出は違う。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、議案書14ページを御覧ください。1款1項1目議会費であります。19万2,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄のほうに移りまして、議会費19万2,000円、職員手当等19万2,000円、内容につきましては議員期末手当15万2,000円、期末手当、これ職員2名分になります。合わせますと19万2,000円の減額となります。内容につきましては、先ほど来総務課長の説明があったとおりでございます。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費33万5,000円の減額でございます。こちらにつきましては、特別職並びに一般職の期末手当の減額という形になっております。

めくっていただきまして15ページ、2款5項統計調査費、1目統計調査総務費1万1,000円の減額。こちらにつきましては、職員の期末手当に関する部分の減額でございます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 続きまして、16ページのほうお開きください。16ページの一番下段のほうになります。6款農林水産業費、1項農業費です。こちら2項目ありまして、まず1目農業委員会費で、こちらのほう今のところの説明と同じですけれども、職員手当の減額で3万6,000円となります。

その下、3目農業振興費です。こちらと同じく職員手当の期末手当の減額ということで、こちら5万5,000円の減額となります。

ページのほうをめくっていただきまして、17ページのほうを御覧ください。17ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費です。こちらは今ほどの説明と一緒にすけれども、職員手当等の減額ということで、期末手当分4万7,000円の減額となります。

以上でございます。

地域整備課長（時田雅之君） お疲れさまでございます。それでは、続きまして17ページ、8款1項1目道路橋梁総務費でございます。8万3,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄のほうを御覧ください。職員手当等、期末手当におきまして同額の補正をお願いするものでございます。

下段に移りまして、8款3項3目下水道対策費4万3,000円の減額をお願いするものであります。

説明欄のほうを御覧ください。下水道対策事業ということで、27節繰入金4万3,000円の減額をお願いするものでございますが、こちらにつきましては後ほど下水道事業会計におきましても人件費の減額補正を行うことに関連しまして計上しておりますものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） ただいま説明が終わりました。

ただいま説明がありました議案第52号の案件につきまして、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第52号に対する質疑は終了します。

続いて、議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）議定について、執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、議案書25ページのほうをお開きください。議案第53号 令和2年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）となります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億6,995万7,000円とするものでございます。

これから説明に入らせていただきますが、議案書30ページのほうおはぐりください。歳入のほうになります。4款1項1目繰入金4万3,000円の減額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、先ほど計上しました一般会計の繰入金ということになってございます。

続きまして、ページをおはぐりいただいて、31ページのほうを御覧ください。歳出のほうになりますが、1款1項1目一般管理費1万2,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄のほう御覧ください。下水道事業職員手当、期末手当ということで1万2,000円の減額をお願いするものでございます。

続いて、2款1項1目下水道事業費3万1,000円の減額をお願いするものでございます。

説明欄のほう御覧ください。公共下水道事業、特環、汚水のほうになりますけれども、こちらにつきましても職員手当、期末手当において1万2,000円の減額。それ

から、公共下水道事業、公共、雨水のほうにおきまして、同じく期末手当におきまして1万9,000円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました議案第53号について、質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第53号に対する質疑は終了します。

最後に、議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）議定について、執行の説明を求めます。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、最後になります。議案書44ページのほうおはぐりください。議案第55号 令和2年度田上町水道事業会計補正予算（第3号）になります。

こちら当初予算第3条で定めました収益的支出の予定額につきまして、第1款水道事業費用3万6,000円の減額を行い、総額2億6,874万8,000円。それと第4条で規定しております資本的支出の予算額から1万6,000円を減額し、総額を9,916万2,000円とするものでございます。

ページ、1ページおはぐりください。45ページになります。第4条というところで、今般の人件費の補正に伴いまして、職員給与費の流用制限の金額を変更するものでございます。補正予算額5万2,000円減額しまして、合計2,024万6,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。46ページのほう御覧ください。収益的支出になります。1款1項1目原浄水及び配給水費1万1,000円の減額を行うものでございます。

説明欄のほう御覧ください。2節手当、期末手当におきまして8,000円の減額、それから40節賞与引当金繰入金ということで3,000円の減額を行うものでございます。

続いて、2目総係費2万5,000円の減額を行うものでございます。2節手当1万9,000円の減額、こちら期末手当となります。同じく40節賞与引当金繰入金としまして6,000円の減額をお願いするものでございます。

1ページおはぐりいただきまして、47ページのほう御覧ください。続いて、資本的支出の部になりますけれども、こちら1款1項10目事務費1万6,000円の減額をお願いするものでございます。2節手当で1万2,000円の減額、こちら期末手当となります。40節賞与引当金繰入金ということで4,000円の減額をお願いするものでござい

ます。

説明は以上となります。

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 説明が終わりました。

説明がありました議案第55号について、質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第55号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

議案第49号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり決定しました。

続きまして、議案第50号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり決定しました。

議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（小嶋謙一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり決定しました。

議案第52号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第9号）議定について討論に

入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり決定しました。

議案第53号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算(第2号) 議定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第53号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり決定しました。

最後に、議案第55号 同年度田上町水道事業会計補正予算(第3号) 議定について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

ご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(小嶋謙一君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時19分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年11月24日

総務産経常任委員長 小 嶋 謙 一